

○池田市老人医療費の助成に関する条例

昭和46年12月28日条例第38号

注 昭和58年1月27日条例第3号より条文注記入る。

改正

昭和47年12月23日

昭和49年2月28日

昭和53年7月5日

昭和58年1月27日条例第3号

昭和62年4月1日条例第2号

平成6年10月1日条例第19号

平成9年9月30日条例第35号

平成10年9月28日条例第24号

平成13年3月30日条例第6号

平成13年3月30日条例第7号

平成14年9月27日条例第27号

平成16年6月29日条例第18号

平成18年3月30日条例第6号

平成18年9月28日条例第33号

平成19年3月23日条例第8号

平成20年3月31日条例第6号

平成25年3月28日条例第10号

平成26年9月29日条例第23号

平成26年12月22日条例第34号

池田市老人医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の

健康の保持および福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、年齢65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号）第2条の規定により医療費の助成を受けることができる者又は池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年池田市条例第13号）第2条の規定により医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の父、母又は養育者である者
- (2) 平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者で、前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得）が規則で定める額以下のもの
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく結核に係る医療を受けている者で、前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得）が規則で定める額以下のもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている者で、前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようと

する者は前々年の所得)が規則で定める額以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者は対象者としなない。

3 第1項第2号から第4号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者に対し次の各号に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、医療費に係る自己負担費用(国若しくは地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる場合又は社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われる場合は、その額を控除した額)から、規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)とする。

(1) 対象者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは家族療養費又は特別療養費(食事の提供たる療養及び訪問看護療養に係る支給を除く。)の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか他の法令による医療に関する給付を受けたとき。

2 市は、災害等により生活が著しく困難となつた者その他規則で定める者に対して、一部負担金相当額から規則で定める一部自己負担金を控除した額を助成することができる。

(助成の実施時期)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成申請のあった日から行うものとする。ただし、現に池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例又は池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に基づく助成を受けている者が65歳に到達することにより本条例に基づく助成を受けることができる場合（その者が65歳に到達する日の翌日の属する月に、次条の規定による医療費の助成の申請があった場合に限る。）は、前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成の申請のあった日の属する月の初日から行うものとする。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により次条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後14日以内にその申請をしたときは、前条の規定による助成は、前項本文の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日から開始する。

3 前項の規定により前条の規定による助成を開始する場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「次条の規定による医療費の助成の申請があった場合」とあるのは「次項の規定により前条の規定による助成を開始した日が属する場合」と、「次条の規定による医療費の助成の申請のあった日」とあるのは「次項の規定により前条の規定する助成を開始した日」と読み替えるものとする。

（申請）

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

（医療証の交付）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その資格を審査し、規則で定めるところにより医療証を交付する。

（医療証の提示）

第7条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が療養を受けようとする

きは、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において、助成金の全部もしくは一部を支給せず、又はすでに助成した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（届出義務）

第10条 対象者は、住所、氏名、その他規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

（助成費の返還）

第12条 市長は、虚偽その他不正行為により助成を受けた者があつたときは、その者又は対象者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年12月23日）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであつた者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年2月28日）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年3月1日から適用する。ただし、昭和48年10月1日以後、ねたきり老人等として新たに国の老人医療費支給制度による医療費の支給を受けられることとなつた者に関する除外規定は、昭和48年10月1日から適用する。

（経過規定）

- 2 昭和48年10月1日前において、改正前の条例第2条第2号の適用を受け、助成が行なわれるべきであつた者及び改正前の条例第2条第1号に規定する者のうち、年齢67歳以上70歳未満の者であつて同条第2号ア、イ、ウ、エのいずれかに相当し、助成が行なわれるべきであつた者に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 昭和48年10月1日以後、ねたきり老人等として新たに国の老人医療費支給制度による医療費の支給を受けられることとなつた者が、昭和48年10月1日から昭和49年3月1日前の間に、改正前の条例により受けた助成は、国の老人医療費支給制度による医療費の支給があつたものとみなす。

附 則（昭和53年7月5日）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条の規定により対象者となる者であつて、改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に該当するものに対しては、同条の規定にかかわらず、施行日から昭和53年9月30日までの間は、この条例による老人医療費の助成を行うものとする。

附 則 (昭和58年1月27日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(池田市老人医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けることとなる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年4月1日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に支給された第1条の規定による改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例及び第2条の規定による改正前の池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年10月1日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月30日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年9月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月28日条例第24号抄）

改正

平成14年9月27日条例第27号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和3年11月2日から昭和8年10月31日までの間に生まれた者についての平成10年11月1日から平成14年9月30日までの間に行われる療養に関する国民健康保健法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、第1条の規定による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日以後に係る医療費から適用する。

附 則（平成13年3月30日条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 池田市老人医療費の助成に関する条例及び池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成10年池田市条例第24号。以下「平成10年改正条例」という。）附則第2項及び第3項の規定により、なお従前の例によることとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和8年10月31日までの間に生まれたものについての平成14年10月1日から平成15年10月31日までの間に行われる療養に関する国民健康保険法及び社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者は前々年の所得）がこの条例による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号に規定する規則で定める額以下の場合は、改正後の条例の規定を適用する。
- 3 改正後の条例の規定は、平成14年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（平成10年改正条例の一部改正）

- 4 平成10年改正条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年6月29日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者が昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間、改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の対象者とみなす。
- 3 改正後の条例の規定については、この条例の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月30日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例及び池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 池田市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成16年池田市条例第18号)附則第2項によりなおその効力を有することとされる改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者については、改正前の池田市老人医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条、第4条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第3条第1項中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と、「同法第46条の8」とあるのは「同法第84条」と、旧条例第9条中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と読み替えるものとする。

3 第1条の規定による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月28日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後において医療証の交付を受ける者について適用し、同日前において医療証の交付を受けた者については、当該医療証の有効期間中は、なお従前の例による。